

「遺贈」について

公益財団法人 知床自然大学院大学設立財団からのお願い

最近「遺贈(いぞう)」という言葉聞く機会が多くなりました。「遺贈」とは、「遺言書」によって、特定の個人や団体に財産を遺すことです。

核家族、少子高齢化が進む日本では、元気なうちに「終活」や、ご自身のエンディングの準備をするという方が多くなってきています。「遺贈」の事例が増加してきている事実は、ご自身の財産を、何か社会の役に立つ形で遺したいと考える方が増えている表れといえましょう。

何よりもまず相続をされるご家族にできるだけの財産を残しつつも、その上で、残余の財産を何か社会のお役に立てたいという想いを抱かれることはあるはずです。

わたくしども「公益財団法人知床自然大学院大学設立財団」は「野生生物保護管理」の高度な知識と技術を身につけた人材を育成し、日本各地そして世界へも送り出してゆくような高等教育機関の設立を目指しています。地道な目的でかつ人材養成という長期的視野を必要とする事業を立ちあげようとするものですが、これは究極的には、人間と野生生物の調和のとれた共存・共生社会の実現にも寄与する大変重要な意義のあるものと考えております。ぜひこの活動にご理解をいただき、「遺贈」をお考えくだされば、大変ありがたく存じます。

(寄附または寄付、ここではすべて「寄付」と表記しています。)

知床自然大学院大学設立財団に遺贈いただければ

- 特定公益増進法人への寄付として相続税がかかりません。
- 活動の成果を定期的に発信しているので、使途が明確です。
- 寄付の証を次世代に印すため、使途のご指定やお名前の残し方のご相談も承ります。(匿名・非公表のご希望も承ります。)

次葉以下、「遺贈」に関する概略の説明です。

<遺言書の必要性>

「社会貢献団体等への遺贈」は法定相続人以外への財産分与となりますので、遺言書の作成が必要となります。生前にご準備いただく「遺言書」に、財産の一部または全部の受取人として当財団をご指定いただく形となります。遺言書が無い場合は、法律で定められた割合で法定相続人に遺産が分割されること（法定相続）が一般的です。ほかに法定相続人同士の話し合いにより遺産を分割すること（遺産分割協議）もあります。しかし、法定相続人または特別縁故者がいない場合には、最終的に全財産が国庫に入ることになります。

<遺言書が必要となる一般的事例>

・社会貢献に活かしたい方

社会貢献団体へ寄贈する場合は、遺言書への寄贈先の明記が必要です。

・身寄りがいない方

遺言書を準備しないと、遺産は最終的にはすべて国庫に入ります。

・お子様がいないご夫婦

配偶者及び故人の兄弟姉妹も法定相続人となり遺産分割協議が必要。

・再婚をされている方

遺言書がないと、養子縁組していない連れ子には財産がいかない。

・自宅をお持ちの方

子供が何人いても、遺言書で原則、一人に相続させることが大切。

・事業を継承させたい方

遺言書で、会社の後継者を指定する必要があります。

<遺言書の種類と作成方法>

遺言書は一般的には大別して「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の2つの種類があります。それぞれ一長一短がありますが、「公正証書遺言」は安心できる確実な方法です。「公正証書遺言」は公証役場にて作成し、保管されます。ただし遺言書作成にあたっては、法定相続人に対する遺留分の配慮が必要であるほか、不動産など権利関係が複雑な遺産の場合、書き方（表示方法）に注意が必要です。遺言の内容を実行する際の手続についても専門家の協力が必要となることがあります。法務・税務等の専門家のご紹介については末尾をご覧ください。

<ご注意とお願い>

不動産などで換金困難なもの、換価性が低いものの場合、お申し出（遺贈）を

辞退させていただくことがあります。そのようなことになるのを避けるために、まずご相談くださることをお勧めします。

また遺贈の執行の時に当財団が不存在となっている場合も可能性としては考えられますが、その場合に備えて遺言書にどのように書いておけば安心かについては、事前にお打ち合わせさせていただきたいと存じます。

<遺言書のご準備には専門家へのご相談をお勧めします>

法定相続人以外への財産分け（遺贈を含む）を検討される場合は、遺言書作成のため、直接公証役場へ行って相談することも可能ですが、公証役場は日頃は馴染みがありませんので、公証役場に行く前に準備として専門家に相談することをお勧めします。（公正証書遺言は、最終的には公証役場で作成することになります。作成費用は資産の内容などによって異なりますが、全国一律の料金が定められております。）

※公証役場は全国で約300カ所、相談は無料です。

※日本公証人連合会公式サイト<http://www.koshonin.gr.jp/>電話番号：03-3502-8050

専門家としては、日頃からお付き合いのある弁護士、司法書士、行政書士の方、あるいは信託銀行等とお取引があれば、まずそれらの専門家にご相談のうえ、その後に公証役場へ行って公正証書遺言の作成という手順になろうかと思えます。ただし、弁護士、司法書士などにご相談される場合は、相談料が必要になることがありますので、あらかじめ確認したうえで相談されることをお勧めします。

当財団には、賛助会員・支援者の弁護士、行政書士や税理士の方々もいますので、わたしどもにご連絡くだされば提携している専門家をご紹介します。（最終ページを参考になさってください）

その他、“遺贈、以外の方法でのご寄付もありがたく承っております

<その1>ご遺族からのご寄付（相続財産からの寄付）

故人の思いを汲み取り、又はご遺族の意思で相続された財産をご寄付いただく方法です。

1 相続の開始 逝去後、相続の開始～遺言の確認、ご遺族での相談。当財団へのご連絡ください。

2 相続開始から10ヶ月以内に寄付 当財団より振込先口座や手続きをご案内いたします。※

※領収書と感謝状の宛名名義の確認。（領収書はご遺族名義ですが、感謝状は故人名義も可能です。）

3 領収書の送付 ご寄付受領後、公益法人の認定証明と寄付金領収書を発行、相続税の申告時

に添付。

4 相続税の申告 相続税の申告期限内(相続開始から10 ヶ月以内)に申告手続きを行う。

上記の4条件が満たされた場合に限り、その分が非課税となります。

<その2>ご本人からのご寄付(生前贈与)

元気なうちにご自身で寄付していただくため、ご意志を確実に活かすことができます。

- 相続による財産分けに関係なく、いつでもご本人のご意志でご寄付いただけます。
- 特定公益増進法人への寄付として、税制上の優遇措置が受けられます。確定申告で所得税の寄付金控除が適用されるとともに、相続財産を減らすことで相続税の軽減につながる効果もあります。

<連絡先>

〒099-4117 北海道斜里郡斜里町青葉町28番地10 <http://www.shiretoko-u.jp>

TEL : 0152-26-7770 FAX : 0152-26-7773/ E-mail : sizendaigaku@wine.plala.or.jp

公益財団法人 知床自然大学院大学設立財団 事務局

<専門家と提携し、個別にご相談・ご紹介を行います。>

- 法務関係：弁護士 日向寺 司(虎ノ門法律経済事務所上野支店・東京都台東区東上野)、
その他
- 遺言手続：行政書士 京葉行政書士・FP合同事務所(千葉県船橋市)
- 税務関係：廣川税理士事務所(当財団監事)
- 金融機関：ご希望により信託銀行等へのご紹介もいたします。

2018.7.10